

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2013年10月号 (No. 58)

平井会計事務所 税理士 平井満広
〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1
芝浦アイランドエアタワー1704号
電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350
Mail:m_hirai@hirai-ao.com
URL:http://www.hirai-ao.com/

来年4月から消費税が8%!増税の影響は?

2013年4月から消費税の税率が8%にアップすることが正式に決まりました。消費税が増税になるとマイホーム(建物部分)やマイカーなどの税負担が大幅に増えるだけでなく、食費や携帯電話料金、電車代といった生活費の支出が増えることが予想されます。増税は消費者の生活に大きな影響がありますが、実は消費税増税はスーパーやメーカーといった事業者にも大きな影響があります。

◆消費税のしくみ

影響をご説明する前に消費税のしくみをご紹介します。消費税とは、国内で購入した商品や利用したサービスに課される税金で、本体価格に税金を上乗せ(現行は5%)した代金を事業者を支払うことで、消費者が税金を負担するしくみになっています。例えば、主婦がスーパーで本体価格100円の買い物をした場合は5円を上乗せした105円をスーパーに支払うことで消費税を負担することになります。ちなみにスーパーは預かった消費税5円をそのまま税務署に納税するわけではありません。例えばメーカーからの仕入の本体価格が80円であれば、消費税4円を上乗せして負担することになるので納税は差額の1円になります。同じようにメーカーも農家からの仕入が20円なら1円の消費税を負担することになるので差額の3円を納税します。農家は仕入がなければ1円を納税します。消費者が負担した5円の消費税は以下のようにそれぞれの事業者を通じて税務署に納められます。



◆消費税増税の影響

消費税は消費者の買い物だけでなく事業者の取り引きにも関わる税金なので、色々な場面で増税の弊害が出ないように、次のようなルールが新たに決められました。

(1) 価格表示

スーパーの値札や通販カタログの料金などは「税込価格」で表示するのが原則ですが、以下のいずれかなら「税込価格で表示しなくてもよい」という特例ができました。

①値札、カタログの価格を次のように表示する。

〇〇円(税抜)

〇〇円(本体価格)

〇〇円+税

②目につきやすい場所に明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっています」等の掲示をする。

(2) 広告宣伝の禁止

増税分を値引きするような宣伝や広告は禁止されます。

(×) 消費税還元セール

(×) 消費税相当分のポイントを付与します

ただし、次のような表現は認められます。

(○) 8%還元セール

(○) 3%ポイント進呈

(3) 価格転嫁拒否の是正

“売上100億円以上の大規模小売事業者”や“それ以外でも資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等”は次の行為が禁止されます。

①減額/代金を支払うさいに増税分を差し引く等

②買ったとき/安売りセール等の理由で増税分上乗せ後の価格より低い価格にするよう値引きを要求する等

③購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

④税抜価格での交渉拒否

⑤報復行為

(4) カルテルの独占禁止法の適用除外

公正取引委員会への事前届出等の一定の要件を満たせば以下の行為が認められます。

①転嫁カルテル/消費税の転嫁方法(本体価格に消費税額分を上乗せする等)を事業者間で統一すること。ただし、価格そのものを統一することは認められません。

②表示カルテル/消費税の表示方法(税率引上げ後の価格を「消費税込価格」と「消費税額」を並べて表示する等)を事業者間で統一すること。

違反した事業者には、公正取引委員会から指導・助言や勧告・公表等の取締りが行われるので注意しましょう。

※このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/